#### 5. 皆様の疑問にお答えします

Q:石田地区に都市計画で北川原公園を作ると言う計画ができた経緯は。

A: 昭和34年に日野市衛生処理場として、し尿処理とごみ焼却を開始しました。また、昭和53年 に下水道事業基本方針で下水処理場の設置を決定し、平成4年から稼働を開始しました。 いわゆる迷惑施設の受け入れに対し、市民生活上調和のとれたまちをつくる必要から昭和54 年に9.6ヘクタールを都市計画公園として位置づけました。

Q:3市共同ごみ処理の必要はあったのか。

A: 国分寺市・小金井市から共同処理の申し入れを受け、検討し、財政面・環境面等から広域化 を選択しました。

Q:ごみ搬入ルートを変更する必要、通行路を作る必要はあったのか。

A:以前からの地元要望として、浅川堤ルートから住宅の少ない多摩川堤ルートへの変更要望が あり、より住環境への影響を少なくするため公園内の通行路を用いたルートに変更しました。

Q: 今のごみ搬入路が公園の支障になっているとは感じない。そのままで良いのではないか。

A:都市計画法違反の判決を受けたため解消しなければなりません。

の:都市計画を変更しなかった事が都市計画法違反であれば、都市計画を変更すれば良いのでは。

A: 違法解消には様々な方法があります。あらゆる方法を検討していきます。

O:原告団は何を求めているのか。

A: 違法状態の解消及び北川原公園内のごみ収集車の通行路を「公園」にすること。

O: 損害賠償額約2.5億円は何の金額か。

A:北川原公園内に通行路を設置するための設計費や工事費の総額です。

O:約2.5億円を請求せよとの判決を放棄できるのか。

A: 地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決で請求する権利を放棄することは できます。なお、地方自治法の趣旨に照らして不合理な放棄は許されません。

Q:なぜ約2.5億円を放棄したのか。その理由は。

A: 日野市議会は、市長一人が行ったことではなく、個人としての負担が重過ぎること、市政の 萎縮・停滞を招く恐れがあること、真に反省し市長の1年分の報酬全額相当を返上し、住民合 意で違法性解消に取り組むことを示したこと等により、債権放棄を審議し全会一致で可決し ました。詳しくは市議会ホームページをご覧ください。

#### 6. 説明会について

この資料をお読みいただいた上で、ご意見ご質問等のある方は担当課へご連絡いただくか、下 記により説明会を開催しますのでご参集ください。

会場案内図

日時:令和5年 月 日( )19時から

場所:石田環境プラザ 2階会議室

その他:

発行日 : 令和5年 月 日

発行者 : 〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1 日野市役所 担当課 : 環境共生部緑と清流課、施設課 2042-585-1111 (代表)

← ~日野市からのお知らせ~

資料2-2

# 北川原公園ごみ搬入路裁判に関する経過の報告 及び違法性解消について

(北川原公園周辺4自治会エリア市民向け説明資料)

2023.02.15

#### 1. はじめに

日野市では3市(日野市、国分寺市、小金井市)で共同処理する可燃ごみ処理施設へのごみ収集車の通 行路を北川原公園予定地内に設置しました。この通行路が都市計画法に違反するとして提訴され争って きた裁判(住民訴訟)は市の敗訴が確定しました。

市では判決を重く受け止め、市民の皆様に深くお詫び申し上げると共に、北川原公園が都市計画決定 された歴史的経緯から、この公園の早期実現が求められていることを踏まえ、違法性の解消に向け専門 家や市民の皆様に意見を聞きながら技術的・財政的な面も含め市民参画、住民合意のもとあらゆる方策 を検討してまいります。

#### 2. 資料配布の目的

今後進める違法性解消の検討にあたり、公園内に通行路を設置した背景や経緯、何が問題であったの か等を市民の皆様に理解していただくために作成したものです。

#### 3. 概要説明(位置関係)

3市で共同処理する可燃ごみ処理施設(下図右上赤点線)へは浅川堤防道路又は多摩川側道路を通行す る必要があります。国分寺市、小金井市からは石田大橋(下図青色)を利用する経路が至近となります。 今回問題になったのは、公園を作ると言う都市計画を変更せずに、北川原公園内(下図緑色)にごみ 収集車の通行路(下図ピンク色)を設置したことが都市計画法違反との判決を受けたものです。



#### 4. このたびの裁判の流れ

市が北川原公園予定地にごみ搬入路を設置したところ、設置は違法であると提訴され、最高裁で市の敗訴が確定しました。その経過、判決後の動きについて順を追って説明します。 紙面の都合上、詳細は市のホームページ等をご覧いただくようORコードを掲載しましたのでお手持ちのスマートフォンでご覧ください。紙ベースが必要な方は担当課(4面参照)にお問い合わせください。

# ①北川原公園予定地に ごみ搬入路を設置

# 【背景】

- ・3市共同ごみ処理の決定(小金井 市、国分寺市からの搬入)
- ・従来の浅川堤防道路のごみ搬入 ルートを変更するよう地元からの要 望あり
- ・新可燃ごみ処理施設は3市覚書(※ 1) により30年間限定
- ・30年後は公園とする意図
- ・よって、都市計画(公園)はその ままに北川原公園予定地内に専用路 を設置(30年間の暫定利用)

# 【位置づけの変更】

- ・その後、「公園兼用工作物利活用 計画」を策定
- ・公園の効用を高める施設=公園兼 用工作物(※2)として供用開始

# ②住民監查請求

#### 【制度】

市に不当な会計行為等があるとき監 査を求めることができる制度で住民 訴訟の前提となるもの

#### 【訴えの主旨】

都市計画を変更しないで専用路を設 置することは違法であり、北川原公 園専用路実施設計の支出をしないよ う勧告を求める。他3件(※3)

#### 【経過】

監査の結果、棄却

※3: 住民監查請求 詳細は、監査請求 結果(日野市ホー ムページ掲載)を

ご覧ください。



### ③住民訴訟

#### 【制度】

住民監査の結果に不服等があった場 合に裁判所へ訴訟を起こすことがで きる制度

#### 【訴えの主旨】

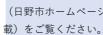
- ・北川原公園専用路建設に支出して はならない。
- ・市は市長個人に対し約2.5億円の支 払いを請求せよ。

#### 【経過】

- · 1審敗訴、控訴
- ・2審敗訴、上告
- ·上告不受理、判決確定(※4)

#### ※4:住民訴訟の経過

詳細は、公金支出差止等 請求事件の経緯について (日野市ホームページ掲





#### **4)**判決

#### 【内容】

- ・都市計画を変更せず通行路を設置 したことは都市計画法違反
- ・市に損害を与えたとして市長個人 としての大坪冬彦に約2.5億円の支払 い請求をせよ。

# 【理由】

- ・通行路はごみ運搬車の通行路で公 園の効用を有するものとは言い難
- ・ (30年間の使用は) 暫定的な利用 とは言えない。
- ・通行路の設置は都市計画の実質的 な変更と評価すべきもの。

※5:原告団と市の合意

詳細は、合意書

(日野市ホームペ ージ掲載)をご覧 ください。



# ⑤違法性解消に向けて

#### 【市の考え】

判決後、市は『立ち止まって検討するべき時期が あったが、3市のごみを溢れさせてはならないとの思 いから前へ進めた』ことを反省し、原告団と合意書 (※5) を取り交わしました。

これは、地方自治の本旨、住民自治のあり方、市民 参画のあり方と言う問題に大きく関わるものとして 受け止めています。

#### 【合意4項目の要旨】

- 1. 北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯を 踏まえ、違法性解消に向けて、市民、専門家等を募 り、技術的・財政的な問題も含めあらゆる方策を市 民参画、住民合意のもと検討する。
- 2. 3市覚書(※1)の再確認とすみやかに協議を開
- 3. 市民参加で抜本的なごみ減量の取り組みを進め
- 4. 2市と浅川清流環境組合に対して判決及び合意内 容を直接報告する場を作る。

6 債権放棄

# ※1:3市覚書

詳細は、新可燃ごみ処理施設の整備 及び運営に関する覚書(日野市ホーム ページ掲載)をご覧ください。



※2:公園兼用工作物とは?

都市公園と相互に効用を兼ねる施設。

「河川、道路、下水道その他の施設又は工作物」と都市 公園法で定められています。

#### ■裁判(住民訴訟)の構図

# 【原告】

住民監査請求をした市民

# 【被告】

日野市の執行機関としての 日野市長

市の 敗訴 日野市の執行機関としての日野 市長大坪冬彦は、個人としての 大坪冬彦に対し約2.5億円の損害 賠償を請求しなければならない。

# 【内容】

約2.5億円の市の債権を放棄 する議案を日野市議会に上程

# 【審議】

慎重に議論を尽くした結果、 全会一致で可決(※6)

※6:詳細は、審議内容 (日野市議

会ホームペ ージ掲載) をご覧くだ

